



平成 25 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 金丸 勲
(J A S D A Q ・ コード 8704)
問合せ先 取締役 新妻 正幸
(TEL 03-4330-4700 (代表))

連結子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社の連結子会社であるトレイダーズ証券株式会社（以下、「トレイダーズ証券」といいます。）は、平成 25 年 3 月 8 日付で訴訟の提起を受け、同年 5 月 7 日に訴状を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 連結子会社トレイダーズ証券の概要

- (1) 名称： トレイダーズ証券株式会社
- (2) 所在地： 東京都港区浜松町一丁目 10 番 14 号
- (3) 代表者の役職・氏名： 代表取締役社長 金丸 勲
- (4) 事業内容： 金融商品取引業
- (5) 資本金： 21 億 9 千 5 百万円

2. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

東京地方裁判所 平成 25 年 3 月 8 日（訴状送達日：平成 25 年 5 月 7 日）

3. 訴訟を提起した者の概要

- (1) 名称： 株式会社サクシード
- (2) 所在地： 大阪府大阪市西区北堀江一丁目 5 番 2 号
- (3) 代表者の役職・氏名： 代表取締役 上 中 康 司

4. 訴訟が提起されるに至った経緯

トレイダーズ証券は、株式会社サクシード（以下、「サクシード社」といいます。）が業務執行組合員である「仁慈資源ファンド 1 号投資事業組合」（以下、「本件ファンド」といいます。：償還日：平成 24 年 11 月 30 日）に対して、平成 21 年 12 月に適格機関投資家として出資いたしました。

サクシード社は、平成 24 年 2 月、本件ファンドの組合員である JINJI RESOURCES PTY LIMITED（以下、「Jinji 社」といいます。；代表取締役：中村和也、住所：オーストラリア国 2000 ニューサウスウェールズ州シドニー ブライストリート 37）から、本件ファンドの業務執行組合員を解任する旨の解任通知を受け、本件ファンドの清算手続きが JINJI 社により行われたこと及びトレイダーズ証券が善管注意義務に違反して Jinji 社に清算業務を行わせたこと等を不服として Jinji 社及びトレイダーズ証券を提訴したものです。

5. 訴訟の内容及び請求金額

サクシード社は、同社が認識する本件ファンドへの出資口数と実際に返還された出資口数が異なるとしてその差額である 66,279,979 円、及び同社が本件ファンドの業務執行組合員として受領すべき管理報酬、成功報酬及び立替金の額 9,045,403 円の合計額 75,325,382 円を Jinji 社及びトレイダーズ証券に対し、共同不法行為に基づき連帯して支払うよう求めております。

なお、当社の最近事業年度の末日（平成 24 年 3 月 31 日）における連結純資産額は、424,087 千円であり、同連結純資産額に対する本件訴訟額の割合は 17.76%であります。

6. 今後の見通し

トレーダーズ証券の判断は適正であり的確であったと認識しております。今後、法廷の場で原告の主張に対する反論を行ってまいります。

現時点において、当社グループの連結業績に与える影響はないと判断しておりますが、開示すべき事項が発生した場合はすみやかにお知らせいたします。

以上